

## 令和8年草加市議会議会運営委員会要点記録（第13回）

◆開会年月日	令和8年3月18日（水曜日）				
◆開催の場所	第3委員会室				
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	員
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	員
	森 覚	委員	佐藤憲和	委員	員
	中島綾菜	委員	関 一幸	委員	員
	平山杏香	委員			
◆欠席委員	白石孝雄	委員			

◆協議事項	1 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」
	* 矢部委員の発議について

※ 白石委員は一身上の都合により、欠席

### ◆議事内容

午後4時15分開会

#### 1 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」

2月17日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」、市民共同から会派に持ち帰り検討した結果の報告を受けた上で、今後の取り扱いについて御協議いただきたい。（参考資料は、別紙「本会議における質疑・質問に関する規定等一覧」のとおり。）

#### 【各会派の意見】

項目	時間及び回数等が決まっていない質疑・質問について
草加自民党・ 無所属の会	・まとまるところで。
SOKA新政	・現状（規定なし）のままでよい。
公明党	・規定しなくてよい。
市民共同	・他の会派の意見を踏まえ、現状（規定なし）のままでよい。

立憲民主党	・現状（規定なし）のままでよい。
-------	------------------

※「規定しないということで各会派の意見がまとまったため、検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」は議会運営委員会での調査は終了ということによろしいか。」<佐藤利器委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ **検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」は、調査終了することを決定**

## ※ 矢部委員の発議について

本日の開議前の議会運営委員会で矢部委員から発議のあった件について、各会派から持ち帰りの進捗について伺いたい。

※「矢部委員に再度、趣旨を説明していただきたい。また、議会運営に関する申し合わせ事項に規定を追加したいとのことだが、案を示していただきたい。」<関委員>

※「平野議員の令和8年2月の一般質問で、市長が学校給食の民営化を実施する方向で検討を進めると発言していると言っていたが、私が調べたところそのような発言は確認できなかった。なので、例えば、「〇年〇月の定例会で」など引用した発言を明確にする・根拠を示すというような規定を追加してはどうかということ。」<矢部委員>

※「それが、議会運営に関する申し合わせ事項の2の(19)「風聞、うわさに基づく発言は慎み、事実関係を十分に調査・確認してから発言すること。」なのではないのか。この規定を修正又は他に追加したいのであれば、案を示してほしい。」<関委員>

※「ということは、平野議員の発言は事実であったという整理でよいか。」  
<矢部委員>

※「平野議員の発言に対して疑問があったならば、その場で議長に申し入れなどをすべきで、閉会後にその発言が事実だったかどうかを今言われてもどうにもできない。」<佐藤憲和委員>

※「結論は出ていない。議会運営に関する申し合わせ事項の2の(19)に規定されている事項を遵守できていないということであれば、議員としての資質の問題だと思う。また、佐藤憲和委員からもあったように、会期中の発言に疑問があったならば、会期中に議長に申し入れなどをすべき。」

<森委員>

※「関委員からもあったが、議会運営に関する申し合わせ事項の規定を修正又は他に追加するというのであれば、具体的な案文がないと判断できない。

確かに、「〇月〇日に市長はこう言ってましたよね。」と言えば、分かりやすいとは思いますが、発言を引用する際にいつの発言か明確にしなければならないなどのルールとした場合、議会での発言であれば会議録で確認できると思うが、例えば議会以外での発言を引用する場合は確認できないし、職

員からの情報提供に基づく発言は相手がいることなので情報元を言うことはできない。なので、議員が発言する際には根拠を示さなければならないというルールにはしてはいけないと思う。」＜佐藤憲和委員＞

※「議会運営に関する申し合わせ事項の2の(19)を改めて各会派で確認するのでよいのでは。」＜中島委員＞

※「委員から案文を示してほしいという意見があったが、いかがか。」  
＜佐藤利器委員長＞

※「持ち帰らせていただく。」＜矢部委員＞

午後4時29分閉会

- 
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
  - ・ 本会議における質疑・質問に関する規定等一覧

# 議会運営委員会協議事項

令和8年3月18日（水）  
第3委員会室

<開会前>

※ 白石委員から一身上の都合により欠席するとの届け出があったことから、欠席。

## 1 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」

2月17日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」、市民共同から会派に持ち帰り検討した結果の報告を受けた上で、今後の取り扱いについて御協議いただきたい。（参考資料は、別紙「本会議における質疑・質問に関する規定等一覧」のとおり。）

### 【令和8年2月17日時点での各会派の意見】

項目	時間及び回数等が決まっていない質疑・質問について
草加自民党・無所属の会	・まとまるところで。
SOKA新政	・現状（規定なし）のままでよい。
公明党	・規定しなくてよい。
市民共同	・他の会派の意見を持ち帰り、検討したい。 ・参考人・公述人の意見に対する質疑は、第三者に対する質疑のため、規定したほうがよいのではないか。
立憲民主党	・現状（規定なし）のままでよい。

## ※ 矢部委員の発議について

本日の開議前の議会運営委員会で矢部委員から発議のあった件について、各会派から持ち帰りの進捗について伺いたい。

本会議における質疑・質問に関する規定等一覧 (赤字追記)

令和8年2月17日現在

議事		タイプ	発言場所	質疑(質問)回数	発言時間	備考
質 疑	市長提出議案(諮問)に対する質疑	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	市長提出議案(諮問)に対する質疑(関連質疑)	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	議員提出議案に対する質疑※1	議員-議員	演壇	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	委員会提出議案に対する質疑※1	議員-議員	演壇	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	市長報告に対する質疑	議員-執行部	演壇	規定なし	規定なし	先例あり[先例集] 発言時間及び発言回数の制限は設けていない。
	委員長報告等に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例あり ※現在は、議会運営委員会で都度協議で決定している。 (協議案は「質疑回数3回・発言時間の制限なし」)
	監査報告に対する質疑	議員-執行部	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	教育委員会の意見に対する質疑	議員-執行部	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	本動議の提案理由の説明に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	懲罰動議の趣旨説明に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例あり
	処分要求の趣旨説明に対する質疑	議員-議員	演壇	規定なし	規定なし	先例なし
参考人・公述人の意見に対する質疑	議員-第三者	未定	規定なし	規定なし	先例なし	
質 問	市政に対する一般質問	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	無制限	往復80分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	代表質問	議員-執行部	質問席/答弁席及び自席	規定なし	答弁を含め1人60分 +会派構成員の数 ×10分で得た時間以内	発言時間:議会運営に関する申し合わせ事項に規定 発言回数:先例あり[会議規則第64条運用欄] 発言回数の制限は設けていない。
	緊急質問	議員-執行部	演壇	規定なし※2	規定なし※2	先例あり[会議規則第63条運用欄] 発言時間、発言回数は、一般質問と同様とする。

※1 議案質疑の発言回数が無制限となったことにあわせて運用を変更することについては、協議されていない。(変更後において実施した例はない)

※2 会議規則第63条運用で発言時間、発言回数は一般質問と同様とするとしているが、これは一問一答方式導入前に取り決めされたもの

委員会における質疑・質問に関する規定一覧

議事	タイプ	発言場所	質疑(質問)回数	発言時間	備考
所管事務の質問	議員-執行部	委員席/執行部席	※3	片道15分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
所管事務の質問(関連質問)	議員-執行部	委員席/執行部席		片道15分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
所管事務の質問以外の質疑・質問	——	委員席/執行部席		※3	——

※3 委員会の性質上、議題について自由に質疑及び意見を述べることができることとなっている。